

13. 環境配慮指針（建設解体業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

大気汚染	焼却炉（野焼き、ドラム缶での焼却）	悪臭	焼却炉
水質汚濁	グラウンド排水		
騒音振動	空気圧縮機、破砕機、集じん施設、荷物の積み下ろし		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
大気汚染	ボイラー	大気汚染防止法、県条例、ダスト類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
粉じん	特定粉じん排出等	〃
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
振動	圧縮機	振動規制法、県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・環境意識の高揚により、貴業種に向ける市民の関心が高くなっています。公害事象の発生等、近隣の生活環境を損なうことのないよう十分に御配慮ください。
- ・解体作業に伴い騒音規制法等に規定する特定建設作業を実施する場合は、別途届け出が必要になります。届け出が必要な作業をする場合は、遅滞なく届出書を提出してください。
- ・アスベスト建材を使用する建築物を解体する場合、届出提出義務及び作業基準が課せられることがあります。解体作業を請け負う際は、解体物のアスベスト含有について御確認の上、必要に応じ措置を講じてください。
- ・解体作業の実施に当たっては、近隣に作業内容等を説明するとともに、散水等により粉じんの飛散の防止に努めてください。また、特定建設作業に該当しない場合であっても、著しい騒音・振動を発生する作業については、特定建設作業の作業基準に準じて作業してください。
- ・建築解体物の一時保管及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守してください。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）